



質問

水道料金を管理組合で一括徴収・支払している状況において減免措置対象者がいる場合はどのように対応すればいいでしょうか。

(相談概要)

当マンションの水道料は管理組合が建物一括で水道局に納付し、各専有部分に対しては管理組合が住戸毎のメーターを検針した結果に基づいて請求しています。

当マンションの所在する地方公共団体では、生活保護世帯（高齢者世帯・老齢福祉年金受給世帯）等に対する減免措置の制度があることから、該当する区分所有者から地方公共団体の減免措置の制度を活用したい旨の申出がありました。

管理組合としては、地方公共団体からの請求が減免された水道料金ではないことから、当該区分所有者への請求も減免することができない状況ですが、管理組合としてはどのように対応したらいいでしょうか。



回答

マンションへの水道供給方式は、地方公共団体から利用者へ直接請求する場合と、管理組合へ一括請求する場合があります。

また、水道供給はライフラインであることから、地方公共団体によっては生活保護世帯等に対して、救済措置としてその費用負担を軽減する制度を設けているところもあります。

水道料を利用者へ直接請求している地方公共団体は、対象者本人の申請に基づいて減免することができますが、管理組合へ一括請求をしている場合は、その減免方法について、地方公共団体、管理組合、対象者間において、それぞれへの請求方法について協議し、減免措置が可能な場合の算出・請求方法を決定しておくことが必要となります。また、その協議した結果を議事録等へ記録する際は、生活保護世帯等へのプライバシー等も十分考慮し作成することとなります。

なお、生活保護世帯等への水道料の減免制度を設けている地方自治体では、減免措置の期間を定めていることがありますので注意が必要となります。

<ご利用上の注意>

- 本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- 本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。
個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。
- 本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。